### 慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ルーズベルト氏時代概観
Sub Title	
Author	小倉,和市
Publisher	三田学会
Publication year	1909
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.1, No.4 (1909. 5) ,p.521(111)- 537(127)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19090501-0111

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

五

に絶叫して居るので

住王」は我々に向い 壓迫 に在る。 ぎな 史を造つて居るのである 人類も に絶叫し 皆な此 幻像 して居るのである。 V 人々 ン 歴史が人を造るの天國も、地獄も西 8 唯だ肉に縛らるゝ の臆病なる自我の所生である。 に臆病なる奴隷的自我の在ることを知つ V π. 虚偽も、 フ の生活』 のであ は其原因を探ねて 居るのだ。 つて自己に反抗することを頻 是云 故に 0 のでなく、 要するに 靈の奴隷的根 一切萬事 心の **心**の作用に過 J. 自身の 世界も、 で フの 性 あ が 人 る \*

### ĮĮ.

心理 述べやう。 後にアン で、 隨分 緻密な  $\mathcal{F}$ ン F, フ 0  $\nu$ 工作 が フ 0 や描 病理學 観察は何處まで れて居 フ の方 7, 的 で ある 非常 17 B

彼は此 示し 同じ行 國文學に於ても 苦は既に是迄も幾度か人心の謎を解か 前に於ける心理狀態を観察し、 體を切 げて居る。 爲には矢張此 の有 の心 めら 淵に 72 な み 0 理學者等に 七死 0 方で れたと云ふ譯 で 七人 尤も、 める人 0 を知 0) 刑 の大手術を行つて居 八人物の 物語 み つて居 の心理 依 泚 命黨員を同時に 歐文學に於ても りて試みられた ではない。 の方法はアン <u>\_\_\_</u> 0) 內 ねる 0 細な神經 イあん る恐る、へ 如当 を辿らんとし 而生活を細 7 死の恐怖、 解剖 8 とグ  $\sim$ 七人 F 斷 F. る せん 1. 0  $\nu$  $\nu$ コンフ 臺 人 例 17 æ, Ł の上に 觀察する が爲に へば前に 物 フも之と 死の痛 に依 れな 0 差 死 17 7 3 惠 刑

に依ては全く 其迄全く豫 以前認めな 云ぶものは感ぜられな B b  $\sim$ 加之に、 を讀 7 加 であるか は 居るが U かつた深淵 狂 印象の力が極めて强く、 13 唯だ其れ文だ 氣にならない 力> 讀みながら氣 2 Š た不意の心 持 が大きな口を開 い恐怖 とも限らな が カゴ  $\mathcal{F}$ 變に ンド 以 鋭く、深く  $\mathcal{V}$ 浮んで來 13 て居 S V 17 I. 3. は 300 る。 フの 何

慄と云ふやうな凄味ある な威 切開する氣で讀せなければならな 夫放にア 的作用を殺す 感と じ易い性 する Ç. 力> ン は自分 能を悉皆無くした上で掛らなければ ŀ,  $\nu$ I. フを讀 Ł くする 力> T J 7, 態を客観的に は重病人 分に n Ł V つち か云 7 差當り つたや 9 11> 0 しな 観照し め 純生 先づ Ś

と云ふのは則ち此の謂である。 (完)る。アンドレエフを讀むのに大なる克己を要するす。~恐怖の犧牲とならなければならんことにな

# ルーズベルト氏時代概觀

# 小倉和市

## 緒論

史の小 b 慨あ **後達に貢献せる所の偉大なるを承認し其偉功を賞** 於ける活躍の歴史は一方に於て氏が 揚せざるは 去三月の 得せしむるに足るも ると同 格の發現を示し 寫として同 來合 なし。 時に、 衆國の 旬 を以 國最近 他方に T 論界は て所 に氏 jν 0 於ては合衆國の近時政治 謂 から 0) カジ 南 急速なる發展 《國行政長 るが Ċ 夫をして 放 氏は白宮を去 カゞ に予は米國 合 有する類例 衆 起 官 を吾人 たしむる 0 地位 0 進 介 21 13 17

111

可きものなり を以て覆ふ Ó して jν は ズベ 他人 は なることを注意 jν の政策を蹈襲遂行せるも とす。 3 たる 時代」又は 活動の自由を有せしは 彼せんとする # せざる ujν 1 氏の統治 時 化 のにして jν L\_ F 唯後半四 の人 代を 0

嚆矢となす。 となれる者にして次期の總選擧に於て行政長官の死によりて副大統領の地位 到 ちて之を滿足に遂行するは殆んど不可能 如く ч 選舉せられ 再び 0 大統 他人の政策を繼承 かる境遇に との 看做され たる者蓋ル たることを得可き望な 間 ありて たり。 1 氏は し苦 ズ ~ 上の重 より 四周 ŀ を終 かる び大統 氏を以て れる者 なるも 大統 自己 とは自 0 大な 間に

唯小心翼々 0 多の經 ること能はずして大に掣肘せらる つも誇らず る可からざるとを知るも然かも ず、更に進んで國民の精神を洞察し、將來採用せざ 其配下統治機關の性質を研究し得たる のみ に氏自身に取りてのみならず、 りて大なる幸福なりしなり。 るとを得ずと信ずる政策に對し、 跡を襲ひ なり。蓋氏が偶然の事實によりてマッキ の重 勉むるに徐念なかりしは質に止 半の 大なるを感知し、其權力運用の如何を學び 境遇に立 たる結果、 時代に於ては忌憚なく 、國民の信賴を得たりと知る として前任者の遺策を誤らざらんこと 究とを重ねたる後に非ざれば質行す かを容易に 放に氏は其任期の始より 其地位 ざるとを知 判定するの機を ~**\*** 之が爲めに氏は其地 上自然の必要に迫ら 又質に合衆國に収 尚之が # 其本職を發揮す 彼等が > 所あ むを得ざり 為めには幾 6 も願らず。 ンレ 9 奾 しは のoた 施oり。 何なる 氏氏 なら

せらる 敷を以 政長 突の痕なく恰かも無形 るや氏は圓滑 ざるを得ざる に耐 人と雖も氏が 動の しならんも、 は其忍耐 之が 官の地位に止まれる へたり。 民より受けたる信 位に # 於て 半の行 > 7 裥 首己の を推さん 移め に至るや縦 任者と異身同體なるか は質に なり。 党已堅忍の美徳を具有するとを認 後年四年間獨立自在 政長官たる氏とを對照するときは には 権利として此名譽あ 然に其職務を遂行 0 楽國の に向ひ米國憲政の為め寧ろ新 かも不撓不屈の精神を以て之れ 政策を嘉納 時に甚しく して止 細心の報償として空前の票 0 7 類を空ふせざらん 信賴を其双肩に擔 7)> 7 如きものあ # + して 疲憊 を感ぜしとあ ンレ して毫も扞格衝 くならん 17 る地位に推撃 に活 内 び氏 は 於て 5 3 氏が を繼承す W を大統 Ë 動せる氏 にとを期 為め其 N 國民 而 然 め 何

> むを得ざるに至 ずる 15 3 てとを動告する 0

主義と 逝きて 思想に 於て氏が第二の統治期間に於て採らん しならんに せざらんが為め如何 一致せる政 人しき以前に 反する 骨子を公 は過ぎ去りた しく改革の 關稅改革の V の信ず 氏は して を舉げ 致せるも 0 は合衆國今 策なるに にぜ 新計 ン 果を生ぜんとを恐れ 大事業を企て、 べ ッ 於て遂行せられ 900 ルト氏が之を襲くに當てや氏は輕 6 ズベルト氏が私人として抱懐せる と公言 0 畫を發表し、 之れ質に驚く 氏にして不幸 8 了 に焦慮せし 6 に於ける き。然るにマッ 誤て先任者の所期に 72 關稅改革の宣言に 今や排外 カン 毒手に斃れざり 最後の 可く進步したる を示さん。 自己の權 なる關 しなら 自己の所 行を中 とする政策 4. 一政策の時 ン が説に於  $\nu$ マッ 信と K #

を發達せし **働る毎に之を利用して** 前の注意を排はしむるに至れり。 生ず可き事 開始し鼓舞物告訓諭等有 を覺醒せり。 する第 彼等をして特に社會上及經濟上の問題に關し空 とならざ ズ 氏は先づ實業界の革新を目的 其行政長官 てり。 一業に着手 着の功勞なりとす。 りし實業社會の道德標準めんと試み、當時未だ世 "〜他方面 氏は曩に 氏は國民の たるに及びても尚此運動を繼續 7 せり。 其公職を去るの後と雖も 後自ら武装して此 國民の腐敗 17 一市民として既に此 して且つ深遠なる結果を b 即ら氏は ゆる 氏は諸種 之れ氏が 方法に訴 とする十 を清め 圣 にの人 関の 國民を指 の問題に 注意する 其公德心 字軍の 國家 て図 へたる 運動を 民

方面に 断定をな 層嚴密なる責任を負はしむるに至りき。 して公德と称する法廷に立たし は心ある市民 ると能はざる可さを見るや 解せしめたり。 祉 をし 於ける せよ、 する者と雖も否認すると能はざる所なり。 即ち氏は國家の權力によるも續 判定を発が すに先ち須らく熟考す可さる 7 實業と良心とは全く無關係 此道德振興運動の先導者たりし事實 の称賛に價す 行動に關しては如 ч 換言すれば氏は質業なるものを いる點に付き國民の注 れ得可さものに非ざることを とする は自然の大法にして何者 なる が開帯産物なるの業単純 は酷なりとせる 可き者なるは如何に氏 め、 如さも 道德の標準を なる批評を受く の經營に對し 從來よりも のあるとを 氏の他の 合配とので計ると なりとの ならし 發生する 意を喚起

裁を附するの至當にして の研究に附し、苟くも不正の疑ある者に對しては會社に關する事實を蒐集せしめ之を州際商業委員 るを に關する責任を負擔 國家は最早超然たるとなく、 非ず。 して之を以て到底救濟の方法なき も 訟を提起せしむ。 と雖も決して道德上の義務を発 0 攻撃をなす者あらば なる 此點に於ても氏は大改革を行へり。 ひる を発かる可さものに非ず」 會 任に非ざるとを辞明 國家も か 亦自己が生める者の行動に付きて する b くも不正の疑ある者に對して 今や に從 る の 且 社會は政府 犯行者に對して國權の制 つ希 U T 其會社局を指揮して 社會も は冷然と ٤ 望す可さも が 亦其辯 の方法 今日に於ては れ得可さる 政府に對 其生める者 して 0 曰く となせ 疏を承 其自己 を講ず なる -1 し批

實奉公の念を以て る責任を負擔 國務に從事 するに至り せんとする者を奮 し事質は 却て

115

を責めざるの 探査して之を懲罰せる等至らざる所な てヒュ の大合同を告發すると同 ヘンリ は其私人的及政治的勢力を利用 とする者を悪 革新運動に 局に當らんとを希はし 庇せんとする者をも亦悪まざるを得ず。 に語て曰く の態度を以て勞働の合 政府は其職務の範圍を嚴守しつ、公德の破壞者 8) の途は開けたり ス氏の を支持し、 具體的の援助を與ふるとを吝まず。氏は開けたり。而して政府は其推唱せる 一方に於て法網を発 あるを発かれざりき。 士人を信任すると能はず」 むと同時に、 「予は富者なるが故に之を征誅せん 政策を援助し、 はず て進 或はピッ 時に他方に於ては之と同 U で身を政界 勞働者なるが 可多 を注視せり ツ カゴ して バ むるに n 或は桑港に於て に或は紐育に於 嘗て檢事總長 ある場 んとする資本 グ随間事件を かりき。 0 氏は嘗て 17 親ら政 合に之 予は富 に之を ひて多 於て人 質

然答て 訟に依 客答で 所謂 せり は客の執着なるに耐 ば他に之を處置するの に通告するの勢を取られざりしを惜む すと能はず」 なる場合 爲め કું 廷に提起せられ 11> 便 日く ることなく 法とは如何 3 たる 目 氏曰く。「之れ全く不可能な 0 ス ζ. に於ても此 りて 力> 於ても此常規に對して例外的「之れ國務執行の常規なり。 ٤ 此訴訟を提起せらる の最大後援者の Ċ を 同資本家は更に答て曰く **籍設士を檢事總長の許に派し訴** なることを意味せらる しに氏面 の嫌疑 て本問 へ貌ね反問して曰く 要なるも 便法な 法廷に 題を解決す 71> る て例外的行為をな て責め 可きや は > に先ち 之に b て正々堂 ~ 3 と。は氏冷 予は如 7 > **L**\_ 「 貴下 و ا ا ٤ つの外 件は既 はざる 目 一言 7 然ら **\** ه 小 なの 0

せり 宿望たる資本の大合同に對す

となく かる攻撃は漸次減退せり。 般社會 監督権の 資本合 を以 顯著なる進歩を示する へたるの せん して ズ ~ ツラスト は日 て氏は「市民同盟」と協力 して之を改善せんと試 のっす jν カゞ 未だ見るべきものなしと雖も之が 一層有效なるものとなさんと試 確立を以てし、こ 現象なり 為め の発かる可からざる 々益々該問題の 政策は望ましくも到 法の適用 大會社 之に代ふるに 0) とす。 51 のなり。 21 研究 より資本合 かる合 9 ひる れ行政上に於ける最れど後年に及びて斯 の事 會°底 1 17 氏は事 獅子 祉<sup>0</sup>行 其視點を集中す 17 シ 豹 4 歪 13 劉<sup>o</sup>可 を破壊する する政府のからざる るとを看 物の性 B 0 9 7 攻 傾 ン法を 3 爲め 撃を 向を 此 質 方

に入るとを厭はず 一言氏の私行 に説及せん

收及び を得可 世界に於ける 收及び其竣工せらるべき保障。 象を與ふると多し。 7 **b**. 恢復 外に 體 圣 小 世界を週航せしむるの計 其竣工 i する の専績 予が 0 甲曰 の負 し。丙日くら 的 然り 統治時代中最大の治蹟は の念を生ぜし づる行 なる て、「公徳 \_\_4 防遏」。と此爭論を調停し 其答案を求 等國の伍列に入らしめ、 而して之等學生の主張は分れて 0) B をし 動あ こそ氏 を證明するが 天然財源の保存 の振興 3 か h めたるによ かゞ (一)パナ 一。乙日 近 に奇警にして衆人 て音 立 (二)合 を立 0 頃  $\mathcal{C}$ 何でや」 意を丁 L。 丁 曰 < てしき。 B りても の學生を 2 北及中部亞 7 X 運河の買 且 H 日本の一個の 解し之 つ之に をし 他の 知ると なる印 政上 =との 傍 ~ 相 17 0

71

ぜん

17

於

3 四 )石炭 採掘 者 の同盟能工を調停

遊技を 午後は大學生 るとを證明せんが爲め 其主人公た ・哩と規定・ 服を合衆國の陸軍組 b 一種酸せり 翌日 6 の代表者を引見して共清楚勇 午 Ź し氏 の決 0 氏は は 織o 陸 7 百 得の なる 士官 哩の遠乗の途にあり 敎 17 の乗程を三日間九 書を上 不當に あ 6 院 一致なる に送り も非さ

關する法案は千九百〇三年二月十四日 西米戰 を通過し 要を感ずるや氏は直 と要塞砲とを區 **参謀本部設置** 纂し 氏は 亦其比 72. 役の教訓 る者 運動の 五 類なら建設力を顕 により 月を以て之を 開 しめたる結果、 ちに之が 之に 氏なり て参謀本部を設置する 祖にして 從事 0 質行せり。 質行に着手し、 はせり する將校を分科 法合によりて 實際に其制度を 力> を以て議會 質に氏は の技術 之に 野砲 0

117

して Ø Ø 更 に築城 B 11-豫備醫團 織を 6 のなれども は に當る B 步騎兩兵科は を組織し 可きは のとな 臼 良せられ 國難に際しては彼等 疑なら所 かり 0 且 緩急あらば r な · L 行 員 醫師 7)> ちに之を 奮然身を より 之軍醫 1/1 ч.

を輸送し 之が を棄て 陸軍行 を らず、驚く可く發達せる運輸交通機關の便により ・駐屯せし 要に應じて 為め大部隊 > 政中最も必要なる事項は小部隊分在 しても 得るととなれ むるの 地方の中心とも見る 將を除き他の れの地 の教練を可能ならしめ 組織となしたるとなり **b** • へなりとも有效なる兵力 加之俸給制度の改正 0 一切の 現役者は固 可ら此識 起さし 校に對 たる より 17 大部 のみ とす E

> 兵より 二國防 1 かゞ ば毫も立 放に プ リン 百萬 め困 法律 武器 に物 成立せる第三國防線 によ 世の 法上 難に 0 r グ 猛卒 フイ 組 と称せらる 織 大戦に際し の手續を經る 際しては單に りて各州の民兵を正規兵となし 0 するとを得 は 弘 7 17 7 0 軍資金の を組 如きは 必要なくして直ちに第 大改良 Z 練を進め 17 の寛典は兵卒に 至れり。 の野 織するの計畫ある 歩兵の \* 調強さ 77 雲集するな 發せらる 加之義勇 ^ なる も及 0 n

中海軍 ざるな 陸軍 へず行 .] まる ズ 12 べ 力 は B ば jν は名義 n U ŀ 氏の刻 1 更 51 織 **上** 2 一段の進步を は改於 界週航 良 0 .C は單に せられ は 71 よりて無比 17 なせり。 倍 6 合衆國 加 せり 氏の在 と云ふ の經驗 敎 00 1,7 練は

、其二を得 及戰鬪 合衆國 なり 3 7. 備附主 0 0 मि 时他 きとなり より な 力 あるとを世 113 0) に比 他は たる の安固を期 0 有 7 國海 點に於て世界に 其二を と云ふ す 3 が み。 そきは 實 3 く各單位の戦闘力 既成軍 ては す 17 6 罪に Dri 左. の優 51 力遙 时 公言する 艦中其比を見ず。 れど之等新計畫の 华 0 艦数の 砲なる可 とする「二洋海軍政 水量は二萬六千 進步 於ける最新 今 力> に偉 に達 年々二隻を建造 0 の世界週航を以 らが放 大なる 四隻を請求 艦に比 B 合衆國 は b 噸數茲 せん も寧ろ に過 順に 造の 海 B る 軍の 0) 0 13 Ŋĭ

T

云人。 を常に 私人事業に ンカンガン 火薬と なり ると等し M せ 当豫定なり。 カゴ ざる可 要する火薬の三分 此 せられ 政府 省 に設 1 製造所 71 lt. 質のものを四十五仙を以て製出するとよりて製造せられたる一封度六十七仙 の直 火藥製造所 く著しき増俸 からず に制 其生徒數を は將來大に擴張せられ合衆國の全 二隻の戦 政府 水 シ ナ を設立 ポリスに於ける兵學校を擴は又水雷艇建造所をニュー を行 6 0 二を産出 智 增 に於け 所 せる 1.  $\sim$ 17 めんとする の建設 り吾人 9 カゞ するに 叉イ Т. 同 も陸 は 政策 ン 所 軍に 至ら ヂイ しとを は 0 の樹 に於 を擴 從 時 丞 7

及び 0 建造に の海 最も 關し する 一般民衆 に至 0 方面 きは 6 に於て の評 0 論を抑軍 不完全なる 17 壓 して 0 する

墾事 に付き變更を加へたりしが、 3 中巨 Ø ~ 7 L 必要なる諸 之等 な 次に 0) カン 7 を達せんとし、 せる ば の進歩等政府の施設従前に比し . ト 海 0 軍行政問 營、郵便 「行政費の増加に就きて一言せんか、川 つののの 一覧闘艦の 效力 は明ら かに證明 せられ の航海力及戦闘力に關し激烈なる批評 達せり。 質に一、〇〇八、三九 海軍省は之に基さて艦型其他細微 が放 代に於ては軍備の擴張、要塞の修築、營 なり。 家より 點を報告せし によ に行政の經費も亦從て増加し、 制度の普及、河川港灣の設備 題の全部 - 々剩餘金 斯く歳出の驚く可く増加せる 成る一 任期の終り 0 むるととなせり を調査せしめ海防上 艦隊の世界週航に 七、四 に近づき海軍 て数倍 二非五六 鄶 、の開 其 0 \* 1 72 J 南

> 同委員 て斯 一の非常 場合 より りて L 9 12 知るとを得可 かる發行をば必要とする狀態は救はれたるて通貨を發行するとを得可しとの保障によっなるとを得可し。即ち急迫の場合には期法 17 や法 會は貨幣制度及銀 あるなり の通貨さへ 救濟方案にして、 17 b 律によりて貨幣 自在なるものとなさんとを目的 る通貨の發行方法を規定 を與へ、 の通過を見るに至 し。即ち急自うう・ 其結果 行 石制度の改革に日本の委員會は組織せる 其效果の如 7 n 2 は 行政 F b y ッチ、ブ Ļ 織せられ 何 は は により とせる 一路制度 急追 夜盐 间 法 ч 13 71 0 0) ラ

パて殊に甚しとす。氏は斯かる行為ある者に對しなからず。而かも此暴狀は鑛物木材に富める地にり。 及有地面にして私人の為に濫壞せらるゝ者少い如き 又吾人 の注意せざる 可から ざる 所なりとハーズベルト氏の國內政策中天然富源の保存運動

Z を監 \* は ч び 方 を開催 見るや各州 督 政 業を全米大陸に及 復を質行せんとするにあ 10 合衆國の代表者を會 3 國 利 12 17 ひ 1 0 Z 内 せしめ以て今後の濫壞を防 於ては當局 を剝奪し又或は侵入を禁止すると同 企を起 は斷乎 と密接に關聯 0 Т. B 0 森林 1  $\tilde{b}_{\circ}$ ツラ 州知事を召集して所謂がか日々減退し石炭の池 政府の に迫り からず し以て運輸費 たる政策に出 當 スト 同會議 憲を督 て氏は ぼさん 0 て氏は 合せしめた 0 轄を實行 É たる者 とし加 6 的は の輕減を計らんとせ して該地域内 T 個の 更に進んで氏は 自 11: 一方に於ては せんとす 奈陀、 消費額 或は b つて 然富源の保 51 富源保存 よる運 此運動 は政 感力な Ź 時に 0 人 輸方 國 旣 T 府 會 或 0

を附與する 法案を通過せしも めた 13 7 水力 足る るとを明ら を政 0 法案を可以の使用に の監督より発が 氏は之が裁可を拒み、 大勢力を カ> にせり。 せざ B 可 有效なる 會は不謹慎 せんとを企 砂 なる監督権 遂に上 に至ら とする 77

集せる 地に關 の價値 及び 各省間に大勢力を占むるに至れり。其食品書増殖發育等に關する細密なる檢査を施行し、 農務省の擴張なりとす。 に適する K たる 動としべべ ズ する科學的 のみならず、 一小機 ~ を有する堂 が如 て附 jν 檢査法の勵行の如きは實に威服 ŀ 加する統治 き難多の植物を世界の各方面 關に過ぎざりしも す可さは「通商勞働省」の治時代に於ける政府の内 となれる一省となれり。 日本たる一省となれり。 同年をなれる。 日本によりしも一躍して今 研究を重ね、 耕耘 。農務省は以前に於ては微は「通商勞働省」の新設及びに於ける政府の内政上の新 の術を改良し 合衆國 17 たかて栽培同省は土 する より蒐培 に選遂物に出ている。

を立て **爺**を 17 る らにして其 爲め、 0) 國 使命 Ø r 0 遠さに行 業務を其所管に移さんとする驛遞 槧 たるが へへたるも を有す 條約を締 0 あ 從來郵便物の 地 查 配達を受くるととなれ 7 及公可 方無料 E 7 力ゝ ざる の少な 重 設けられたるもの 制度は條約の締 江 和 21 以來自 關する な て數國との間に二仙郵 可 配 からず。 からざ 配達を受けんが 達の制度を普及せ 既に其結果として國家に實 氏は又那 尚淺しと雖 なる b 驛遞省は大に其業 Ø **b** 者も 報道 にし 結せらるゝ 絡めに 金及小 も着々 合衆國は既 今や を蒐 7 省の提案 しめ 便制度 座 に從 は敷 包 13 12 E す 下 3 カゞ

監督し 收支の 計算及一般財政狀態の公表を强制商業委員の權力は大に擴張せられ、料金の高低をへっプバーン法及び非戾稅法の通過によりて州際

等の方面に大に其監督制御の歩を進めんとする者等の方面に大に其監督制御の歩を進めんとする者を遵守せざる可からざるととなれり。氏は更に之れ、州際運輸業者は一定の計算方法及び公表形式するの權を政府に附與するの主義は今や確立せら

鐵道會社 發生を豫 確立 公衆 ずるも 響を受くる者は勞働者なり て之に のなると明ら 彼の石炭 に關係當事 として氏の 銀 せらる 對 0 のは社會 反對 利 の强固なる 防し 害 は賃銀の低減を提議せしも氏は 私人的 \*\* | おの誠意互譲に依るの外なしとの原則 0 又は之を終熄せしめんとする 7)> なるが 0 手に となりたると同時に 0 かり 0). によりて最 企圖なり 盟能工を終熄 放に期 て解 放に 0 决 しも今回の恐慌 ( to せざる B かる守議は 此問題 に最 なる 勞働紛爭 જે 11> により 斷 5 先 パづ社會 手とし には に際し ざるも 害を感 3 71 何 13 n 0)

なる を通 %行 一勞働 IT: る 法案及び 過し他の諸 は X 一者は其救濟の途を得るととなれり。所責任法案は既に可決せられたれば不幸 n 政府事 B 者法案は 業に從 之に傚は 17 Æ 中負傷したる者に 7 h 17 とす。 7 詳 ン 聯合傭 密な ピヤ

雄大なる外交

0 ζZ なり。氏の國際関し類る廣汎 0 了 71> ^, の最新 全歐の大戰 せし は氏 去らんとす 知らざるも 0 ら Ľ, る怪物 一交家は Ø) か 以て隣 なる 毛 のあ 活動に 際のな 13 jν を誘致せん 0 易 のあ 洲 問<sup>o</sup>る となせ 5 に於ける戰役 21 ズベ 斡 集中せらる 90 にの解 或は既に 旋 闘せる を有す w 之れ 關して 9 ŀ して のの業中或は未だ世 りるとを説明するも 之れ氏が國際問題 惟 を以 る 术 を終了 人の n 0 世 人の ばな C \_\_\_\_ ッ 視點 極端倪 せしめた ス條約 21 6 記 憶よ 反. カゝ 絕 目

> E らし 知る者 Š C 71 紛爭外に超 んとするや るとき氏は 米國 13 しなり。 し反對 めたり 0) が之に關興せしが 邃 は る 或意味より云へば質に米國の事の意をオーン の意を表する者少なからざりき。左然たる米國年來の主義を抛棄するも 少なし 17 合衆國の 國人 合衆國が同會議に其代表者を派遣せ 7 IV 中にすら或 ジ 。獨佛各其主張を持して下らず かぎ 大統領として關係諸 J. 0 シ ラス會議の は之を以て舊世界の な する 0) 開催 せられ 强國の間 を可 件にし 維持 能 no 13

係°吾如人 п は眼を轉 1 ズベ b に開催せらる を見 適任なる代表者を選びて之を派 ルト氏となり。 實上宗主權を行は 之を以て合衆國が る して 12, 合衆國の羅典亞米和 > 彼の全米會議が に営 育 り國務郷 んとするも 米諸國か 他の 米 り E jν がに對する關 利加 0 ン 造せし者は オ、デ、ジャ 15 17 ١ りとな 諸國に を始 主義

雑

123

正三三

至て そを得たり。 n 狀態は進步し 會は熟 は遠く之を將 たる事業は今 N 決して良 ズベ したり。左れど同會等 茲に於て國交關係は 水に期せざる可からず に存する 尚其端緒 好 左れど同會議 なるも 氏の勤勞は空しからすし に過ぎず、 のと云ふを得 は改善 足に其 17 、実結果に がて計畫 で使命を せられ ざる

關し 変を 支障なく外債の償却せらる可なを保證すると同 は飜て 恰 返さいらしむ可さを誓へるが故に同 一願せんに、 他方に於ては革命の再發を防止して 713 も後見者 や黨爭の導火線たる能はざるに至 サンド たるの地位に立ち、 合衆國は同共和國の財 於て よりて 3° に對する合衆國 一方に於て 以共和國( 吸計畫に 共和國 X1. の外 bo

> られた るや合衆國は其提議を撤囘したりしが同會議は遂第二囘を召集せんとするの意思あるを表示せらる 議し依て以て第一囘平和會議の事業を强固に氏は合衆國の名に於て第二囘平和會議の開催 に露國の提議 つ一層其範圍を擴張せんとを企たてたり。 回復の企をなせし者は質にル 帝陛下か第 世 人の疑ふ所とならんとする によりて千九百〇五年を以て開 一囘平和會議の提唱者 於ける ざるなり。 しても 的 ズ P ~\* H 議の開催を提 下氏 先づ として更に 0 其後露 T し且 ٥

露佛兩 題を 除く 結し國を除 の外 の保障たるのみならず 譽文 3 さとを協定せり 持の好模範を示 と他の諸强國-切紛爭問題の解決を海 大なる利 とは既に 之れ合衆國 たる 益に 仲裁 他國に 牙 自身に Ø 仲裁 する 判條

行 にあ るを以て條約完成の獨兩國に對しても同 日も亦遠い する商 きに 非

を告げたり。 突の機 至り日 んど不可能ならしむるの効ある最も賢 するの 派す 解放及び 大使との間 0) 會を最も 米間 的なる協商なり 議を唱 に横はりし紛争は國務郷 に於ける覺書の交換に 般外交社會は此覺書 炒 保全の大主義に對する新保證を設 からから C 0 意を得た に清 係 ょ IV を以て兩國 に於 崩 0 3 b įζ 7 1 裂を 兩國衝失。 最近 l ける Ť 且殆 21

議の ズ ルト氏の外交的活動は單に之に止すらず 海に於 たるも τ 賓の ブレント は之を制 のも亦氏に外ならざるな せられ の發案な 限するの要を始 たる國際正 僧正にして

> 般的にして且によれば亞片の 計畫の公表に先ち米國に於て の害毒は其想像せしよりも遙 0 强烈な る 0 憑顯然 研究し 72 る遙かに 9

氏なり く平和 紛爭 へんとするや彼等をして互に國譽を毀損すると タ 労団の後方 1 ズベ à è 的に iv 11> 1. 其係 氏なり 45 に對して事局 w 和の ガ 爭 4 問題 破裂を防止し 其後プラジ を終局 17 を平穏に解 せし たるも 17 W 他火 及 め が決す可さと びアー たる者 71> ならざる 分の中に のは實に Ÿ 工

ドラン間 ナイ C 年以前に E に横はれる年來の諸問 漁業紛 P ガラ瀑布の保 15 關する問 争。 | 釆配 の下 ラ は米獨の關係は危機に陷 存利用問題。 ス と 17 決定 力 海豹 題 11-12 務省は加奈太 Ξ J. 大湖の防心加國境異 ファウン

戦の 不幸を見るに至らん かとは

125

る變更を加へられ合衆國に取りて通商上有利なる 樹立するに至りき。 存する私交關係を利用して先づ私人的接近の機を のとなり 想像する所なり たり たると みて兩 し合衆國の關稅行 獨逸に収りて最も大なる不幸 間に最も 時に 獨逸の滿足する 親密なる國交關係を 政上の施設は適當な とな

却せざる可し。 願を受くるや、 21 が斯 は露國在住獪 して収 かる請願を嘉納 りたる 宏人の N - ] IIX ス するの 扱問 ~ Įν 題に關 ŀ 意ある 氏の斡旋を長く L や否を問 重大

に於ける其同胞の狀態を改善合衆國に在住する猶太人は、 政府は同事件を以て單に一の内 合衆國政府の提出したる此内意知照の外変文 願の實質を包継せるものにし 直ちに外交上の徑路を經て露國政 せんが為め之等諸國 國行 CK 政問題なり 12 なる詩 7, ヌ = ^

て同請願の受納を拒絕

るなり。 せられ着 及巴那馬の雨國に對する關係も亦頗る滿足す可き 逐せられたりと雖も よりて困 卵立賓に於ても らしめたり。 *b* • | 飢を発 態にあ りき。 きの好模範 や疑なら所 之れ國家が斯 かる結果は得ら 7. 難なる 彼のカ 彼の関匪事 かれ今 3 1 て之が為 今や新たに困難なる自治の旅程に上玖瑪は合衆國の占領平定によりて其 治の なり を世界に示したるも 極的にして且 ヴェ スト 平和は保證せられ 大主義に 氏は又コ て良好 心め地峽 n 件の結果合衆國に割賦せら かる場合に於て信義を確守す ネ れざり ズウエ 若し華盛頓政府の は和蘭政府の干渉政策に 向て其 て清國 一つ强固 なる無形の效 運河 しならん。 ンゴ 0 一步を進 行政制度は改革 のと云ふ可し。 なる意見を有し 國 の地位より放 0 を可能な い默諾微り 古倫巴亚 砂 9 の掌 办

て像 L 世界週航 Т. 7 接に共 言を費すの要なさなり の壯舉を遂げしめ到る 國威 を發揚せるの 災果に就 17 115 淇 1 國 は茲 旗を

大に せる 底企及す可からざる所なりとは外交界に於ける評 空前の大戦役は終局せられしなり。 記 なり ク> る一大開鑿隊は盛んに此未曾有の大工事に從事地峽に於ける積年の紛爭を解決し今や氏の組織 0 し 憶に H ズ をす。 て其措 致する所なり。 あるなり 新なる所に に非ざる可 ŀ 和 條約に 氏の 置 提東に於ける平和の問題は未だ吾 の勇 竣工の曉に に關する盡力も巴那里四人的事業中其最も大 、断果敢なる、氏に非ざれば到 局せられしなり。其企圖の雄して氏の私人的活動によりて 巴那馬運河の買收によりて は世界人類を稗益す 馬運河 大なな 3 0)

今や 行政長官の地位を去れるも氏 氏は諸種 0 問題 の遺業は夥 に就らて

127

立法及行政の當局者は將來長く氏の指数せる諸種 百年の爲め爲さいる可 を以て遠く社稷の前途を洞察し後繼者に向て國家 完了せる事業は多からざり 助力を族たある 解決 念とし 問題を解決せん 放に氏の せん て長 カゞ 爲め 始せる所 可 かが には からざる可 合衆國 為めに奮鬪 からざる事業を は其偉 17 しと雖も氏は i まる 大なる人格の活動 任期短にして其 來に せざる可 g 之等の問 先見の 放せり 6 以氏 からざ 0

### 新 批

# 勘

りて邦語 二卷經濟政策の飜譯を見るに至れり 評ありて特に其第一卷經濟原論は既に氣 氏の經濟書は獨逸語 に飜譯 ・オ ツ ポヴ 學生の質典た の經濟學教科書 イッチ氏 **煮賀氏によ** カジ 最良の